

令和元年12月5日 総務文教委員会 議事録
9時58分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 西村 一啓

副委員長 山崎 年一

委員 小中 真樹雄、小田上 尚典、網谷 芳孝、児玉 朋也、寺岡 公章、
山本 孝三

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○西村委員長 それでは皆さんおはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、市長に御挨拶をいただきたいと思ひます。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは議事に入る前に、委員の皆さんと執行部の皆さんに委員長としてお願いを申し上げます。

委員会では、質疑につきまして会議規則第56条の規定では3回までとなっております。御協力をお願い申し上げますとともに、再質問の必要のないよう簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから答弁をお願いしたいと思います。

なお、発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思ひます。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程第1、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第2、議案第60号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理についての2件は、関連がございますので一括審査としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いしたいと思います。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 それでは、本2件に関する質疑を求めます。

小田上委員。

○小田上委員 おはようございます。

会計年度任用職員、いろいろと報道等されて気になってる方も多いかなと思うので、6点お聞きしたいと思います。

まず、公務員の職務規程が適用されるようになるように説明を受けておりますので、今まで臨時職員は職務規程の適用があって、嘱託職員はなかったというところで、副業の規定ですね、そのあたりがどのようになってくるのかというところ、あとは等級別の基準の表があったんですが、1級、2級、3級とあったときに、それぞれどういう職種であればどこに該当するのかというところを教えてください。恐らく、聞いた話によると、ほとんど1級になりそうというところだとは思いますが、専門的なスキルが必要な部分に関してどういうところになるのかというところ。

あとは、報道を多くされているのが、月額を下げたことで期末手当で調整して変わりませんが、むしろ少しアップですというところになると、月々手元に入ってくるものは減ってしまうというところがあって、苦しくなるよという報道もあったりしたので、その点大竹市はどうなのかというところ。

あとは、その期末手当といっても勤勉手当は恐らく適用されないはずなので、人事評価があって昇給していくところで、誰が人事評価し、どのように昇給していくのかというところ。

あとですね、この会計年度任用職員、今の臨時職員、嘱託職員、全員がなるんだろうと思うんですが、職員が体調不良だったり何らかの理由で欠員になった場合は、恐らく臨時職員という方また出てくると思います。そういう方の待遇がどうなるのかですね。

それで以上ですかね。お願いします。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず初めに、地方公務員法の規定によって副業のほうはどうかということでございます。基本的には、フルタイムの会計年度職員につきましては正規職員と同じでございます。許可が必要ということになります。公務の支障のない範囲での副業というのは可能となっております。非常勤の場合は、その許可が要らないという整理になります。特に許可なく副業ができるとなっております。

それから、等級でございます。どこに該当するかと。1級から3級のうち、ほとんどは、おっしゃるとおり1級のほうに該当する予定でございます。ただ、今、現行の制度で、移行する中でどうしても1級のほうに位置づけができないという職もございます。例えば、斎場の職員の方とか、そういった職種は今、3級のほうに位置づける予定でございます。それから、2級はほとんど該当はないんですが、休日診療所の関係の方とか、休日出勤をされるという方は金額が高くなりますので、そのあたりを今、想定をしております。今後、どういう職種がというのはまだ未定なんですが、近隣の状況を見ながら、2級に位置づけるところが出てくれば位置づけていくと。基本は、1級の中でと考えております。

以上でございます。

それから、月給とボーナスの関係でございます。見直す中でフルタイムを短時間勤務に直したりとかいうところもありまして、月給自体がやはり今もらってる分よりは若干低くなる職種もございます。そのかわり期末手当をあわせ、年収ベースでいきますと増額になるというところがほとんどなんですけれども、その部分もできる限り影響が少ない範囲で位置づけができないかということで整理をさせていただいておるところでございますが、若干職種によっては1万円から1万5,000円程度下がる部分もあります。それは年収ベースでいきますとその部分は確保はできるんですけれども、一時的にそういったものが下がるというところで、懸念はされておるところを聞いております。

それから、人事評価は誰がするのかということでございますけれども、基本的には所属の上司、こちらが人事評価をしていくということになります。

それから、昇給でございますけれども、フルタイムであれば職員と同じように1年間に基本的には4号級上がると。例えば、短時間勤務でありますと、その時間によって、その4号が3号になったり、2号になったりと、時間の長さによってその昇給の幅が変わってくるということになります。単純に考えれば、半分の時間であれば2号級昇給という形になろうかと思えます。

それから、職員の病気になったときに臨時職員で雇った場合の待遇というか、そういったものはどうなるかということでございますけれども、今度の会計年度任用職員というのは職員の権限を持ってやるということで、全く職員と同じ待遇という形で整理をされると考えております。

以上でございます。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

基本は1級でというところ、昇給していくというところはよくわかりました。ただ、この2級になりそうなところですね、保育士さんだったり、あとは専門職として特別な資格を持って相談業務をやってる方もおられると思います。そういう方に対してもう少し配慮いただいて、今までなかった期末手当がふえることよりも、月々が減ることがどれだけ大変なのかというところ、1万円から1万5,000円下がれば、大分変わっていきますので、そのあたりは差が少なくなるように、調整していただけたらと思います。

それでその調整をして、どういうふうになりますというところは、対象の職員さんには説明というのはどのようにされていく予定か、それだけ教えてください。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 この12月定例会で可決されましたら、各課のほうに説明に入っていく予定でございます。概略につきましては、一部説明はしておりますけれども、実際にこの職がこうなるというような説明はしておりませんので、具体的にそこを突き詰めた後に、あなたの分は今度4月からはこういうふうになりますと、ただし4月からは一応公募という形になりますので、これに応募していただけますかというような説明になろうかと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

公募になるということなので、毎年の公募でやっていくって、気持ち的にはすごく不安になるところもあろうかと思えますし、もちろん給与の関係でもどうなるんだろうという不安を早く取り除いていただいて、しっかり説明していただいて、責任がふえるところも多くあるわけですから、しっかり市の一員として働いていただけるように、不安は早目に取り除いていただけたらと思います。

ありがとうございました。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 おはようございます。今の小田上委員の質疑と重複するかもわかりませんが、よろしくをお願いします。

今の説明を聞いておりますと、1万円から1万5,000円の給料が下がるような感じになるかというような説明がございましたが、これは大変な数字だと思います。

それから、この大竹市が223名ですか、臨時職員、嘱託職員。今の月々の給与が下がるというのは、この中でどのくらいの方がそういうふうな関係になるのか、ざっくりでいいんですが教えていただけたらと思います。

それから、もう一点。1万円から1万5,000円と大変な金額で、生活が大変厳しくなるというのを、テレビの報道などから私も紹介させていただきますが、当人の方にコメントをされておりましたが大変厳しくなるということで、こんなことならしてほしくないみたいなこと、そういうコメントもございましたので、各種手当ができるので、これはいい条件になるのかなと思っておりましたところ、それぞれの現場の方に聞きますと、大変厳しいことを言われております。そのようなことで、この制度に向けて各職員の方に選択肢というのはないんですかね。私はこのままでいいからこの制度はしてほしくないとか、あればと思いますが、ないのかもわかりませんが、そんなところを教えていただけたらと思います。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今、1万5,000円という金額を出してしまったので、それがどうしても頭に残ってしまうと思うんですが、最大というかですね、大きな金額としてはそういった職種の場合もあると。ほとんどは影響がないように小さい額で抑えて、例えば2,000円程度で抑えてる分なんですけど、この見直しをする中で現行の職員、正規職員、それから嘱託職員、そういった部分との均衡を考える中で、やっぱり今まで人員を確保するために賃金を上げてたというところで、必要以上に高額になっていた部分も実はございます。これは嘱託職員のほうにもございます。そういった部分は新制度の中ではかなり下がるところもあります。かなり大きく下がる部分につきましては、現給保障という形で整理をさせていただいてるんですが、全体で年収が上がる部分については現給保障という考え方は取り入れてございません。年収も下がりそうな部分については現給保障

ということで、現行の額は確保しようという整理をさせていただいております。そういった中での整理で、できるだけその幅を小さくしたいと考えておりますが、それを説明した上で、これで応募していただけるかということ問いかけをしていきたいと考えております。ちなみに1万5,000円ぐらい下がる部分につきましては、例えば、年収でいきますと20万円ぐらいアップになるわけです。そうするとその部分をまた1万5,000円上げるということになると、さらに、年間でいうと20万円から30万円近く要ということになりますので、正直言います、かなり厳しいものもございまして。そういった分を考えながら、そういう設定もさせていただいておるといところでございます。

選択肢というのは、基本的にはその職で応募していただけないかというような提示をさせていただくということで、それに応募していただけるかどうかということしか正直ございませぬ。

以上でございます。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 選択肢としては、応募によってからということなんですが、これも働き方改革の一環と思いますが、職員の方にとっては、臨時職員の方にとっても余り喜びがあるようなものには見えませぬので。ただ、大竹市独自でも、なるべくそういう毎月の給料が下がらないように、ボーナスとの調整もございませぬが、現在の職員の方が負担にならないようないろいろな方策を講じていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○西村委員長 他に質疑はございませぬか。

山本委員。

○山本委員 議案第59号及び議案第60号、制定の理由についての説明が記載された議案の概要をもらっているんですが、議案第60号の中に、関係条例の整理と題して第3条に大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例として、非常勤職員等の勤務時間、休暇等の規定から、臨時的に任用された職員及びを削る。というところがあるんですが、このことについてどういうことなのか説明をお願いしたいんですが。

それから、第8条に職員の特殊勤務手当に関する条例として、対象となる職員から会計年度任用職員を除く規定を追加するというのがありますね。この第3条、第8条について本会議で説明があったかもわからんのですが、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

そのことが一つと、今回、経済的には非常に処遇が改善されるということで、関係者の皆さんも大変喜んでおられるし、私自身もこれまで冷遇されてきた方たちの経済的支援を処遇改善に大いには賛成の気持ちなんですが、問題なのはこの雇用の期間ですね、これはどうなります。正規の職員と同等の交渉権とか団結権とか、こういうものが保障されるんですか。1年未満の、これまでと同じような処遇で、2年も3年も4年も5年も、長い人は10年近くもこれまでは臨時職員で仕事をしてこられて、同じような職場で同じような仕事をしながらも、同一労働同一賃金という原則が守られてこなかったという期間がありました。そういうことがどう改善されるのか、正規の職員の皆さんと同じように交渉権とか団結権というふうなことが保障されるかどうかということは、一つ大事なこの問題になる

うかと思うんですがね。ただ単に経済面で処遇改善がされとるんだから、それで全てよしということにはならんんじゃないんか思うんですが、そののところをあわせてお願いします。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 私のほうから、雇用の期間とその勤務条件を先にお答えをさせていただきます。

雇用の期間は、会計年度任用ということもありますので1年ごとということになります。例えば、職があるのに雇用をやめることはできませんので、基本的には応募があれば、それにたくさん応募があれば別なんですけれども、そういった部分を引き続き雇用をしていくという形になろうかと思えます。

勤務条件は、今度は地方公務員法の適用を全面的に受けることになりますので、職員と同じと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 どうぞ。

○野島総務課職員秘書係長 それでは、最初の質問についてお答えいたします。

まず、大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例から、臨時的に任用された職員及びを削るということですが、これは会計年度任用職員の勤務時間、休暇等さまざまであり、個別に、これとは別に独自の勤務時間、休暇等に関する規定を設ける予定としているため、この条例では除くこととしております。

続きまして、特殊勤務手当でございます。特殊勤務手当に関する条例の一部改正の中で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。ということにしております。フルタイムの会計年度任用職員については本条例が適用されるんですけども、パートタイム、短時間の会計年度任用職員については特殊勤務手当というのが法律により出すことができませんので、この本条例からパートタイムの会計年度任用職員を除くということとしております。

以上です。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 大変失礼しました。先ほど、全面的にと言ったんですけども、今説明しましたように、非常勤のパートタイムの会計年度任用職員には出ない手当とかもございまして、全部が適用ということではございません。申しわけございませんでした。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると権利保障というのはないということですね。今、この条例上、規定する臨時職員の方の権利保障は全くないんですか。1年は365日とあるんですが、365日のうち1日でも2日でも早く雇用の関係が切れれば、改めて本人が希望されて、行政サイドから見てこの人はまた今までどおり働いてもらおうとかこの人はやめてもらおうかということをして1年ごとにあるんですか。このところは全然それじゃ今までと変わらんわけじゃね。そこが大きな問題じゃないですか。交渉権もなけりや団結権もないと。本来なら、

この労働基準法に照らしても残業手当をどうするか、休日をどういうふうにご利用するかということをごにこられる職員でも組合に加入されて、組合と交渉しながら改善すべきは改善するということが保障されとるでしょう。そういう保障は依然としてこういう人にはないんですか。そのことについては国のほうはどう考えとるんかね。経済面での処遇改善の仕方という点については、これは大変大きな前進だと思うんですよ。しかし、基本的なことが抜けたんじゃ、本当の意味で問題が残るんじゃないですか。そこはどうなんですか。

それから、この財政措置ですね、これは全額、費用出ますよね。処遇改善するんですから。この財源は国が出してくれるんですか、それとも市の負担になるんですか、それとも県が幾らか補助してくれるんですか。そういう財源措置についてあわせてお願いします。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今の職員労働組合につきましては現行でも、それから会計年度任用職員の場合でも、例えば、職員団体に所属してということは可能でございます。地方公務員法の適用を受けるということですから、おおむね先ほど手当とか、例えば、非常勤のパートタイムの方に扶養手当とかいうのはないんですが、その他の分につきましては、おおむねのところは職員と同じようになると考えていただいたらと思います。

再度の雇用ということで、1年ごと、これはもう会計年度任用職員という制度上、1年を超えて雇用するということはできないんですが、例えば、再度の雇用の場合に人事評価を利用して、次の年、その評価をもとに再度雇用という制度につきましては可能と考えております。毎年度、公募という考えは、今のところ持ち合わせておりません。例えば、3年に1回ぐらいの割合で公募というのはするんですけども、その3年の間については少なくともその人事評価等を活用して、再度雇用を図っていくという形で整理をしようと考えております。

それから、財政的な措置ということでございますけれども、国のほうにも要望というのは市長会を通じて出していると思うのですが、今のところそういった部分の財源措置があるというのは聞いておりません。それから、県のほうからの財源措置というものも聞いておりませんので、市がその分を負担していくという形で考えております。

以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、今お話になったように、年度ごとにその更新を繰り返すと言っても、年度で改めて雇用をする場合に評価をして、もういいですよという扱いはしないように、せめて3年ごとに行うという話だったのですが、そういうことは労働組合との間で、この制度ができて個人加入をされる方もあるかもわからん、されん方もあるが、この制度に当たって組合のほうにそういうことについての交渉項目を設けるということは可能なんよね。それは大いに組合として職場の皆さんの処遇や権利保障が確保できるように頑張ってもらおうということをまず期待をしていきたいです。

それでこの全額が、自治体の負担になるということですので、どのぐらい負担を、それを一銭も国が保障しない今まで冷遇して放置しておきながら法的にはこういう制度を認めたのに、必要な財源については知らんぷりしとくというのもおかしい話よね。どのぐらい

見込みとしてふえるのか。これは来年4月から始まるんでしょ。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 現時点での試算で、月給が下がる部分もありますけれども、期末手当とか基本的にはふえていきます。通勤手当など、そういった各種手当の分も含めまして、約7,000万円ぐらいと考えております。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 皆さん質問されたんで残りを伺いたいと思います。

まず、議会上程をこの12月定例会でされたわけなんですけども、9割近くの団体が7月、8月に議会上程をされているのですよ。それは選挙があったからなのか、どうなのか、そこを教えてもらいたいのと、特別職から一般職へ移行する人数がわかれば教えていただけませんか。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 12月にまでずれ込んできたというのですけれども、もともと9月を目指して私どももやってきたわけなんですけれども、その制度の精査といたしますか、それにやっぱり時間がかかってきたと。それから、職員団体との交渉のほうもそれに合わせてやっておりました。主には制度設計のほうを詰めていくのに時間を要したということでございます。他市の状況も聞きながらということで慎重に進めてまいりましたので、大変申しわけないんですが12月までずれ込んでしまったということでございます。

それから、特別職から会計年度任用職員になる職員の数でございますけれども、現行、嘱託職員が34名ございますので、その方が今度は会計年度任用職員のほうに移行していくということになります。例えば、委員会の委員さんとか、審議委員会の委員さんとか、そういった方は会計年度任用職員にはなりませんので、これまでどおり特別職のままということになります。

以上でございます。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

できれば早くしていただかないと。34名の方が、今度は会計年度任用職員へ移行するわけですから。スキルアップもしていただかなければならないということで、大竹市としては研修を考慮しておられるんでしょうかね。やはり守秘義務等もいろいろ発生すると思うんですけど、ただ、会計年度任用職員になっても、今までと同じ考えを持たれとったんじゃあまずいかなと考えます。

それと、今までの職員さん、モチベーション下がらないですかね。私が会社員で一生懸命若いころからやってきて、その会社に入って今までやってきたのと同じが、今から先ほんと、雇用されて働いてきた人が同じ待遇になるというのはどうなんだろうかと。私自身はこの条例に理解できないんですけど。

それと、管理職の負担、やはり負担があると思うんですよ。いろんなことを教えにやいけんがあると思うんで、そのところを教えてください。

それと、公務員の共済というのがありますよね。これには加入するのでしょうか。そのところをお願いします。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 研修につきましてですけれども、やはり必要な研修というのは、やっていかなきゃいけないんだろうと考えております。特に、守秘義務とかそういった分を今度義務が課せられるということであれば、やはりそのあたりのことはよく説明をして、採用時ということになろうかと思えます。そのときに詳しく説明をしていくと。それが集団でやるのか、採用時その都度所属のほうでやるのかというのは、また別になろうかと思えます。そこら辺はまた今後、考えていきたいと思えます。

それから、管理職の負担というところがございますけれども、やはり新たな制度になるということで、その制度についてやはりいろいろと勉強しなきゃいけないと。今後、今から該当の職員の方に説明とかもしていくということで、やっぱりそういった分の御苦労をかけるというところがございます。そこら辺もできるだけ漏れがないように、私どものほうも説明にまいりたいと思っております。

それから、公務員の共済の関係でございますけれども、フルタイムで1年以上雇用した場合にはこちらのほうに加入ということになります。ですから初年度にはないですが、2年度以降そういった職員が出てくる可能性があると考えております。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

やっぱり一般職に移行するという事なんで、スキルアップもしていただくようなことを市のほうではしっかり努力していただいて、市民のためになるような職員にしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 切り口は児玉委員とよく似ているところなんですけど、今後何年か後、現在の嘱託職員の採用の仕方とどう変わっていくのかというところを伺いたいと思うんですが。正規職員の方は試験を受けて、地方公務員として勤められるというふうに記憶してるんですけど。今で言う、臨時職員や嘱託職員、大竹市だけで採用判断されてお仕事していただくというふうになります。そうすると先ほど児玉委員もおっしゃったように、厳しい試験を乗り越えてこられた正規職員の皆さん方と同じように扱っていいのかどうかというのは本当に純粋な疑問です。私がまだまだ子供のころの大昔、昭和の時代には、何か縁故採用がどうじゃこうじゃというふうな、そういうようなニュースを耳にした記憶があります。臨時職員や嘱託職員、今後の会計年度任用職員が、採用の仕方によっては昭和の時代に返っていくような、そういうことがあってはまずいので、その辺をどう考えておられるかというのを確認しておきたいと思えます。お願いします。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 採用の問題、非常にデリケートな問題でございますので、やはりちゃんとしていかなきゃいけないことだと思っておりますけれども、基本的には、会計年度任用職員につきましては選考採用ということで、面接を通じてやっていくという考え方を今は持っております。これは今までもそういうやり方でやってきておるんですけども、ただ、例えば専門的な知識がある方については、国家資格を持ってる方を募集しますとか、そういったところでの制限というのはございます。ほかの市町を見ますと、簡単な筆記試験をやるところもございます。今後そういったところを勉強させていただかないといけないのかなとは考えております。どういうやり方がいいのか、このままずっとそういった選考採用のやり方がいいのかというのは、やはり課題はあろうかと思っておりますけれども、当面今のシステムをそのままスムーズに移行させようと思ったときには、急に筆記試験を導入すると、うまくいかななくなるということもございますので、そういったところで今は考えております。

以上でございます。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

いろいろな市内の大きな行事で、市の職員さん方がスタッフジャンパーを着て走り回っている姿をよく見ます。というか、いつも見ます。その中に、余り臨職職員、嘱託職員の姿は余り見ないような気がするんですね。そういったところも市民の皆さん、我々議員ももちろん見てますので、いろいろな見方があるということを十分留意していただきながら進めていただきたいと思います。

あともう一点、単刀直入にですね、入り口は法律の改正ということでいいんですけども、いわゆる行政サービスがどういうふうに向うのか。この条例が通った場合に、行政サービスがどう向うして、市民にとって具体的にどういうメリットが起こってくるのか、それをどのようにイメージを持っておられるのかお聞かせください。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 会計年度任用職員に移行しますと地方公務員法の適用ということでございますので、例えば、これまで嘱託職員の方につきましては、採用時の勤務条件の中には守秘義務を課してはいるんですけども、それに罰則というのは特にございませんでしたけれども、そういった分の明確な罰則規定も地方公務員法の適用がありますから、そういった部分で担保できるというようなところがあります。

直接、サービスにどうつながるのかと言われると、基本的には今までと原則変わらないと思っております。ただ、例えば、今まで1日でも空白期間を置いてたとか、そういった部分が今度は切れ目なく採用ができるようになりますので、過去には、例えば1カ月間を開けないと次の雇用ができないとかいう、そういう運用はしてきたんですけども、それを日にちを縮めて1日でも開けようとか、そういった部分では縮めてはきたんですが、やっぱり職員のほうもそういったところで不安を感じるというところもございましたけれども、今度は切れ目なく引き続き雇用ができるということで、こちらも安心してお願いができるというところがございます。制度的にそういう職員と大体同じような勤務条件が確保

できることによって、これまでの臨時職員、嘱託職員の方も今までよりは制度的にはしっかりした勤務条件が確保できるということで、意欲のほうにもつながってくるのではないかと期待をしております。

以上でございます。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

最後に、今の正規職員の皆さん方が新規採用で、入庁するときに宣誓をされるというふうに昔伺いました。それは地方公務員、大竹市の職員としての覚悟を示されると思うんですけど、今、臨職職員、嘱託職員にやっておられるかどうかわかりませんが、会計年度任用職員さんにそういったことも必要だと思いますけどもいかがでしょうか。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 新しい制度では、その宣誓もしていただくというふうになっております。その宣誓をしていただいた上で、1カ月の条件つき期間を経て雇用していくというような形になります。正規職員の場合は、半年間の条件つき期間があるんですけども、会計年度任用職員は1カ月、これはとりなさいよというふうになっております。民間でいえば見習い期間というか、そういったお試し雇用期間というような期間が1カ月ございますけれども、宣誓をした上でそういった期間を経て採用していくということになります。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 済みません、それではお願いいたします。

実はこの法改正は2017年5月だったと思うんですが、今回この議会で議決をされたら、職員さんや対象の非正規の方々に説明するんだということだったし、それとなく話もしてるといような話もあったんですが、雇用されている側からいうと非常に、大きな問題のような気がするんですね。再任用として採用されても、いろんな先ほどからあるような負担もある。さりとて給与もそう上がるものでもない。ただ、先日の総務文教委員協議会の説明のときには、人件費が平成30年度で5,400万円ぐらい、その他の通勤費とかの手当で7,000万円ぐらいという説明があったと思うんですが、これ今の山本委員への答弁では、手当なんかを入れて7,000万円ぐらいという説明だったと思う、この辺のところをどちらがどうなのかということが1点。

それから、職員に占める会計年度任用職員の割合をお伺いしたいんですが、先日の総務文教委員協議会では非正規の方が223名、という説明をいただきました。それで、職員との比率がどうなのかということをお伺いします。

それで、先ほど山本委員のお話でありましたが、財政的な処置が今のところないということになってくると、かなりの負担になってくるんだろうと思うんですね。そういったことについて、例えば、何をどう具体的に対応されるのかということが一つの大きな、仮に7,000万円にしても大きな問題だと思うんですが、この辺のところについてお伺いして

たいんでよろしく申し上げます。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 先日の総務文教委員協議会の部分ですね、今回と基本的が変わってございません。給料及び期末手当で総額が5,400万円と、それから、そうした現給保障とか、それから通勤手当をする関係で全体で7,000万円ぐらいと考えております。ですから、5,400万円に現給保障1,000万円ぐらいと、それから、通勤手当が300万円ぐらいプラスマイナスされるということで考えております。

正規職員との割合ということでございますけれども、今、正規職員は291名でございます。それに対して全体223名でございますので、大体半分に近いところという感じになっております。

それから、財源というかですね、どういうふうなところで対応するかというところですが、基本的にはこれが純増ということになりますので、来年度につきましては、基本的には退職手当のほうがたまたま支出が少なくなるということで、何とかなるんですけども、そういった期間がなくなったときには、またふえてまいりますので、それまでにやっぱり整理をしていかなきゃいけないと。何らかのそういう節約というか、そういった部分に対応していかなきゃいけないと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 令和2年度における予算への影響額は、7,000万円と見込んでおります。先ほど、総務課長のほうからもありましたけれども、市長会を通じて国への財源の確保というのはしっかり要望しているところですが、現在のところ、令和2年度の国のほうで作成しました地方財政収支というところについて、この会計年度任用職員導入に係る費用というのは盛り込まれておりません。国のほうでは、今後の予算編成過程の中で必要な検討を行うという位置づけに今とどまっております。なので、今、予算編成もうスタートしておりますが、これは財源がないものとして今考えております。今後この7,000万円については、ふえることはあっても減ることはないであろうと考えております。市において一般財源、地方交付税制度の中で市が自由に使える一般財源というのは、おおよそ決まっております。大竹市でいうと80億円ぐらいと想定しております。この7,000万円、今後ふえていきますけれども、この7,000万円をこの中で組み込まなければならぬという形になっていきます。引き続き、国への要望というのはしっかり行っていきたく思っておりますが、国のほうで財政措置がつかないということになったら、その分どっかを圧縮しなければ予算編成が組めないという状況になろうかと考えています。

以上です。

○西村委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、どこかで圧縮しないといけないということになってくると、私どもとしては非常に心配な点がありまして、結局、総理は非正規という言葉がなくするんだということで

おっしゃってましたが、今回、非正規じゃなくて会計年度任用職員ということになるよう
でございますが、それで、これからこういった費用を算出していくという部分で、やっぱり
自治体としても外部委託をしたり、あるいはそういった合理化をしたりという部分が、自
治体でもいろいろ例があるようであります。それで、今、一番私が心配しておるのは、な
かほま保育所や立戸保育所が統合されて、小方に来るとということのようですが、それにつ
いての例えば民間委託とか、あるいは、さかえ保育所のような方法とかいうようなこと
について、考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしてみたいんですが、そのことだけ最後
の答弁をお願いします。

○西村委員長 健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長 現在のところ、なかほま保育所と立戸保育所については統合して移転
するということが決まっております。設計等行っているところです。現在の状況では特
に外部委託をするという方向は出ておりません。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

他に質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論はないということで、他に討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

それでは、本2件を一括採決いたします。

日程第1、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について及び日程第2、議案第60号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に
ついてを原案のとおり可決すべきものと決してございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

続きまして、日程第3、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ
いて、日程第4、議案第62号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正につ
いて及び日程第5、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正についての3件は、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと決定させていただき、本3件を一括審査いたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において
補足説明があればお願いしたいと思います。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足はございませんので、よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、本3件に関する質疑を求めます。

山崎委員。

○山崎委員 済みません。議案の特別職の部分と議員の部分の増額される総額が幾らになるかだけ教えてもらえませんか。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総額で約50万円というところでございます。特別職が13万円程度、それから、議員分が33万円程度ということでございます。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 他に質疑はなしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 私は議案63号に反対の討論をします。

このたびの議員の期末手当の増額については、公務員の人事院勧告に基づく勧告に便乗して非常勤特別職としての議員の期末手当を増額しようとするものであります。4.45カ月分の期末手当を4.475カ月分に0.025月分増額しようとするものであります。本来、人事院勧告は公務員に適用されるもので、議員などの非常勤特別職に適用されるものではありませんので反対をいたします。

終わります。

○西村委員長 他に討論はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 私は賛成の立場で討論したいと思います。

本市の一般職の職員の期末手当・勤勉手当の改正に伴い、議員の期末手当の支給割合などと人事院勧告に伴う賃金アップでございます。やっぱり議員にしても、実際お子さんを抱えていらっしゃる方もたくさんおられます。それ相応の生活をしていかなければならない。一般職の方と同等に賃金アップもよいことではないかと、そのように考えております。

○西村委員長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、それではこれより、本3件を採決いたします。

本3件のうち、議案第61号一般職の職員に関する条例の一部改正について及び議案第62号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決をいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○西村委員長 起立者多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いしたいと思います。

はい。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

小田上委員。

○小田上委員 それでは、60ページの財産管理費で庁舎等管理事務の設計等委託料。これは前庭の駐車場のところの設計だと思うんですけど、今どういう状況で全部の工事が終われば何台とめられるようになるのかというところ、そもそも何であそこに庭をつくったのかの理由ですよね、その理由があるのに、あそこを駐車場にできてしまっているのかということ

ころあると思うんで。もちろん、保育園、市役所側に来るということで駐車場が必要というのもわかるんですけど、本当にそれだけ必要かどうかというのをどのようにお考えか聞かせてください。

あとですね、73ページの教育振興費の幼児教育推進事業で424万円あるんですけど、これ9月に補正を組んで、幼児教育無償化の関連で組んだもので、そこからまた補正が来ると、この補正を見た段階で、多分保育園じゃなくて幼稚園のほうになると思うんですけど、幼稚園って補助の仕方が違いますよね。普通に幼稚園に通わせるだけだと2万5,700円、プラスで預かり保育があれば1万1,300円ほど補助されるというような認識でいるんですが、これ預かり保育がかなりふえたから増額になったのかなと思ってたんですけど、提案理由を聞いてたら、保育料が増額したと言われてたので、これいつ増額されたのか幾ら増額されたのかということを含めて、あと、預かり保育の現状だったりとか、把握してるところがあれば教えてください。

○西村委員長 どうぞ。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 総務課総務係長の杉山でございます。

財産管理費の設計等委託料の件でございます。前庭については、この庁舎の竣工時に施工されているものでございます。国道側からごらんいただければわかるんですが、真っすぐ通路が市役所のほうに向いてまして、一回道路を挟んでまた階段を上がり、正面玄関のほうに行くようなつくりになっております。竣工時以来、いろいろ管理をしてきたわけですが、樹木が枯れたり、今、余りきれいな状態と言える状態にはございません。清掃費用もかかりますけれども、ことしの3月まではボランティアの方も清掃していただいたところでございます。確かに、保育所の建設が始まりまして、駐車場の一部も保育所の敷地になるという計画でございますので、全体的な駐車場の数量は減ってまいります。そのために来客用の駐車場をある程度確保したいという思いと、あと、特に庁舎側の前庭のほうは、昔噴水があったということですが、それもとまっております、形状も余りよくないということで危険な箇所もございます。そちらも含めて駐車場とあわせて修景をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 どうぞ。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 今回の補正予算の増額の部分でございます。保育料と預かり保育に関して、増額の補正を出させていただきました。まず預かり保育についてなんですけれども、これまでも幼稚園のほうで預かり保育は行ってきております。ただ、これまでは預かりの理由について、その内容等を問うものではありませんでしたので、例えば、お母さんのその日の都合によって一時的に預かるという人もおれば、就労されており預かるという場合もありました。今回の新しい制度によりまして、預かり保育自体はやるんですけれども、その中で無償化に関するものとするれば、やっぱり就労、あとは、そのほかに介護等といろいろあるんですけど、大きな目的として就労をされている方の預かり保育の利用の負担を無償化するというものでございます。具体的に何人が就労によって預かり保育を利用するというふうなものの予測が立たなかったもので、予算計上としては

40人程度かなと思っていたところなんですけれども、実際お勤めで預かり保育を利用される方が多く、また今回の制度が始まったことにより新たに職を見つけて預かり保育を利用されたいという方が多かったもので、こちらの見込み数よりも預かり保育を利用される方が多かったということで、まず預かり保育の増額をさせていただきました。保育料の増額なんですけれども、こちらのほうは10月1日から増額をされるということですので、それに合わせて増額を計上させていただきました。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 済みません、突然具体的な数字を聞くのは余りよくないかなと思うんですが、駐車場の台数、結局何台になるんだろうというところですよ。なので、今の話だとすっきりしないんですけど、結局ふえるのかふえないのか。今、耐震工事やってますけど、それ関係なしで駐車場、今までのフラットな状態からふえるのかふえないのか、何台になりそうなのか、あと、幼稚園でも保育園でもやっぱりしっかり預けてる間には保護者は仕事をしたりとか家事したり、家事も仕事ですからやってますけども、僕なんか保育園に通わせて、保育園から理由を問われますよね、あなたちゃんと働いてますかと。働いてますよという証明を持って行って、保育園預けてもらえると。その確認というのは今までもちろん預かり保育、理由を問わないということだったので、その確認は幼稚園にお願いをするようになりますよね。その確認方法と、40人程度だったということが今何人になっているのか。あとは、10月1日に増額されたということなんですけど幾ら増額されたのか、恐らく把握されてると思うんですけど、わからないですかね。

○西村委員長 どうぞ。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 総務課総務係長の杉山です。

駐車台数なんですけれども、現在、庁舎の耐震化をやっておりまして、一部が工事エリアに入っておりますので、旧小方中学校のほうに約150台の駐車場の台数を確保しております。今の状態であれば、この耐震改修工事が始まる前よりも少し多い台数となっております。ただ、これが終わりましたら保育所の建設が始まりますと、保育所の建設用地も現在、駐車場として利用していますので、今よりも確保が必要な台数が確実に上がります。駐車できる台数が結局最後どうなるかということをございますけれども、保育所の駐車場も含めると減少する見込みでございます。そのために、お客様に御迷惑をかけないために、ある一定台数を確保しようと思っております。ただ、前庭全てを駐車場にするというわけではございませんので、今考えておりますのが、国道2号側ではなくて、本庁舎側の道路向かいの前庭の一部が公園になっております。これが約700平方メートルございます。そこ、過去噴水があったところの、恐らくそれも同じぐらいの面積だと思いますので、そこを含めて形状もいろいろありますので、何台とれるかということも含めて設計をしたいと思っております。ですので具体的に今何台になるかということは申し上げられません。申しわけございません。

○西村委員長 中川係長。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 まず、その確認の仕方でございます。預かり保

育を利用されたいという方は、申請書と就労証明書を幼稚園のほうに提出をされ、そちらを教育委員会のほうにいただきまして、審査をさせていただく。そして決定するという流れにさせていただいております。そして、増額部分に関することなんですけれども、一応当初全体の人数の何%だろうということで、40人と思っていたんですけれども、実際ふたを開けてみたら10月1日より約50人が認定されておられました。これを機会に働かれる流れは今後もあると思いますので、今回は60人が預かり保育を利用できるということで、予算のほう計上させていただきました。ですので、今回の預かり保育の増額分として、154万円分を計上しております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 駐車場のほうはわかりました。済みません、全部駐車場になっちゃうのがもったいないなというところもあって、何台ぐらいつくろうというところがあるのかなというのがある聞いてたんで、ありがとうございます。結局、減るだろうというところになるので、やっぱり駐車場は必要かなと。ただ、丸々駐車場になっちゃうと寂しいなという思いもあったんです。そこら辺はよろしく願います。

あと、ごめんなさい。保育料のほうがすっきりしないんですけど。わかりました、預かり保育が当初40人分で考えてて、それが60人分いけるように補正かけられていると。それって154万円分ですよ。じゃ、残りは何なんですか。提案理由の説明されたときに保育料の増額のためと言われてるんで、幾ら増額されてて、補正の中身がわからないんで、この中身を教えてください。

○西村委員長 中川係長。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 大変申しわけありませんでした。

預かり保育部分で154万円、そして、保育料のいわゆる増額分として270万円を今回計上しております。

幼稚園いろいろあるんですけども、そのうち一番利用者数の多い幼稚園なんですが、月額2万1,550円が2万5,700円まで増額をされたということで、そちらのほうの金額を増額をさせていただいております。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 他に質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議事の都合により暫時休憩をいたします。

11時19分 休憩

11時25分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、日程第8、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情を議題といたします。

本件は今回が初めての審査になりますので、事務局職員に陳情の要旨を朗読させます。

○山田議会事務局主任主事 議会事務局の山田です。

それでは、陳情文書表を読み上げさせていただきます。

受付番号、第89号、受付年月日、令和元年9月18日、陳情者、大竹市栗谷町谷和甲218番地、谷和自治会長二井博文ほか24名。

件名、大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情書。

陳情の要旨、広島県大竹市栗谷町谷和地区に大規模太陽光発電が計画されております。近隣の廿日市市、大野町嵐谷に太陽光発電所が建設されておりますが、土砂崩れで公道が通行どめになるなど問題が多発しています。谷和地区も同様の状態になるのではないかと危惧しております。森林を伐採し山を崩すことで保水力も弱体化し、昨今、発生している想定外の大雨により大規模な土石流となり、下流に位置する当自治会集落をはじめ、大竹市や近隣地区に甚大な被害を及ぼす危険が考えられます。土石流により地域全住民の生命と財産が将来にわたり大きく脅かされます。

また、私たち谷和地区全住民、12世帯25名は8.5ヘクタールの水田を持ち、耕作しております。さらに、河川には天然記念物オオサンショウウオをはじめ、多数の動植物が生息しており、そのきれいな河川の水は、大竹市や近隣（岩国市、柳井市、周防大島町、廿日市市、広島市）の生活用水として何万もの人々の生命を支えています。その水源に当たる場所での太陽光発電所をはじめとするあらゆる開発事業は一切認められません。建設に反対です。

理由、①発電建設用地（谷和地区）は弥栄ダムの水源です。②弥栄ダムは生活用水で飲料水になり広範囲に給水される。（大竹市、岩国市、柳井市、周防大島町、廿日市市、広島市ほか）③大規模の工事は、異常気象や想定外の大雨には対処できない。④大野町嵐谷太陽光発電所（栗谷町後原に隣接）の土砂崩れの二の舞になる。⑤建設地は山の中で工事の様子が不透明になる。（立入禁止なので）（大栗林高祖谷発電所）⑥大規模に自然が破壊され生態系が崩れる。（オオサンショウウオなど心配）⑦発電所が建設されれば発電維持のため除草剤などの散布。（飲料水が汚染）⑧ソーラーパネルの最終処分時、大量の産業廃棄物が出て処分ができない。⑨ソーラーパネルの破損は有害物質の流出。（カドミウム・鉛・セレンなど）⑩発電終了後（20年後）の展望がなく、不明で産業廃棄物処理場の可能性。（飲料水・環境の悪化）⑪次世代に取り返しのつかない汚点を残す。

上記11項目のことを考えると、太陽光発電所建設をするべきでないとは決議してほしい。
以上でございます。

○西村委員長 それでは、次に、審査に入ってまいりたいと思います。

本陳情に関しましては、事前研究として総務文教委員政策研究会を11月20日に開催しており、執行部に対して請求した、谷和地区の大規模太陽光に関する資料について、説明いただいております。各委員においても内容の確認をされているところです。また、その政策研究会の後、県からの2回目の意見照会に対する大竹市の回答文書を、追加で、総務文教委員長の私が議長を通じて資料請求しております。本日の委員会の審査に当たって、サイドボックスに掲載しております。執行部におかれまして、追加の資料についての説明と、その後の進捗等で何かございましたら教えていただければと思います。

小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 それでは、私のほうから本日配付されております総務文教委員長さんから請求のありました資料につきまして、説明をさせていただきます。

まず、配付されております資料の確認をお願いしたいと思います。林地開発許可申請に関する意見についてというのを表題としました広島県から大竹市への照会文書を含め、A4サイズで4ページとなっております。お手元でございますでしょうか。

それでは、これから広島県から再度、林地開発許可申請に関する意見について照会のありましたことへの対応状況につきまして説明をさせていただきます。

先般、開催されました総務文教委員政策研究会におきまして説明させていただきましたが、林地開発許可申請書が県に提出された後、県が審査、現地調査する中で、森林法の規定によりまして、県の森林審議会や関係市町村長に対して意見を聴取することとなっております。このため、広島県から大竹市に対しまして林地開発許可申請に関する意見について照会の一番最初が8月にありまして、本市の意見として取りまとめたものを広島県に対しまして回答させていただいております。その後、広島県から本市に対しまして、この林地開発許可申請に関する意見に対する回答について通知があったということ为先般の総務文教委員政策研究会のほうで説明させていただいております。その後、本日配付させていただきます資料の1枚目のとおり、再度、広島県から本市に照会がございました。このため本市としましても、再度この内容を確認の上、資料の2枚目のとおり広島県に回答させていただいているところでございます。

その内容につきましては、資料の3枚目と4枚目のとおりでございます。主な内容でございますが、太陽光発電施設設備の定期点検の内容、あるいは点検項目、時期、期間等が不明なので具体的に示すよう。また、点検結果について速やかに報告するよう事業者への指導。また、太陽光モジュールが破損し、カドミウム・鉛・セレンなどの有害物質が流出した場合、pHやBOD等では把握できないので、把握可能な検査を実施することや定期検査の時期や期間等を具体的に示すよう事業者への指導。また、防災体制については、定期的に更新したものを速やかに報告するよう事業者への指導。あと、沈砂池のしゅんせつにつきましては、場外処分をしている状況について、しゅんせつごとに報告するような体

制を整えるよう事業者への指導。定期的な水質検査の内容、点検項目、時期、期間等、あるいは検査・報告の頻度、報告先等につきまして具体的に示すよう。そして、点検結果については、速やかに報告するよう事業者への指導等につきまして、許可権者であります広島県にお願いをいたしているところでございます。

以上、広島県から再度この林地開発申請に関する意見についての照会がありましたことに対しまして、本市の意見を申し出させていただいてるところでございますが、現在の状況につきまして、県のほうでどのようになってるかということも一応確認をしております。

広島県におきましては、本市の2度目の意見、こちらを踏まえまして、今週の初めに申請者に意見照会をしているということを確認できております。今後、この申請者からの回答が広島県のほうになされた後に、前回と同様に林地開発許可申請に関する意見に対する回答についてということで、広島県のほうから大竹市のほうにまた通知がなされるものと認識しております。また、前回のこの総務文教委員政策研究会におきまして、今、広島県の森林審議会の方でも、この案件について審議をされてるとお話をさせてもらったかとも思います。その際には結論がでなくて、まだ継続扱いとなっておりますと説明させていただいておりますが、これも現在の状況について確認いたしました。まだ2回目の審議については、されていないということを確認しております。

一応、私のほうから本日配付させていただいております資料の説明と、それ以降の状況につきまして、広島県に確認をした内容につきまして説明をさせていただきました。

以上で終わります。

○西村委員長 それでは、委員の皆様におかれましては、執行部の今の説明に対して確認したいこと等がありましたら質疑をお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 今、資料をもろたんですが、この令和元年9月25日付で、回答期限は11月8日までということで、大竹市のほうから広島県のほうに問い合わせをされたこの回答ですが、この文書は広島県西部農林水産事務所長としてあるね。それで、表題が林地開発許可申請に関する意見についてと、こうなっておるんですけど、これどういうことよ。それで、広島県の回答はまだ来てないの。それで、この文書からもう一回説明してください、よくわからんじゃないですか。きょうもまた地元の人が傍聴に来ておられるんじゃないからね。地元の人にわかるような言葉で、行政用語は余り使うと聞きなれんし、なかなか我々自身だって、あなた方が質疑の過程で使われる行政用語というのは難しいんです。傍聴者にもわかるような話し方をしてください。お願いしときたいです。もう一回きょう配付された資料について説明してください。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 済みません。私のほうが話すスピードが速かったもので、できるだけわかりやすい言葉で再度お話をさせていただきます。

通常、この林地開発いわゆる森林を開発しようとする場合については、一定のルールがありますということにつきましては、先般の総務文教委員政策研究会のほうで説明させていただきました。この林地を今回の場合であれば太陽光発電施設を建設をしたいというこ

とで山を切り開く、あるいは土を削ったり盛ったりをするという場合については、無制限にできるものではないということで、そういう行為をする場合については、林地の開発をする許可というのが必要になってまいります。その許可が得れるか得られないかということですけど、こういう場合については事業者のほうで、私たちはこのような事業をしようと思っておりますという計画書を出す形になります。その計画内容について、森林の持っているいろんな公益的な機能、これを十分維持できるかどうかという視点で、この林地開発の許可権者であります広島県におきまして、その内容を計画書・申請書の中身を検討していくという形になっております。

この申請内容につきましては、広島県のほうでいろんな角度から書類の審査、あるいは現地調査等をしてながら最終的な結論を導き出していくという形になりますが、その法律の中で森林法というのがございますが、こちらのほうでこういうふうな計画をする場合については、関係の市町、今回であれば大竹市の市域の中にございますので、広島県から大竹市に対して、今回のこの林地開発許可申請に関する意見というのを法律上求める形になっておるんで、広島県から大竹市に対してこの申請に関する意見について照会がありました。

本日お配りしておりますこの書類につきましては、これは先ほどお話ししましたように2回目になります。1回目の案件につきましては、先般の総務文教委員政策研究会におきまして、広島県のほうから照会が来ました。大竹市としては大竹市の意見を述べさせていただいて、それを今度は広島県のほうがまた申請者のほうとやりとりをする中で、その結果について広島県から大竹市のほうに通知がありました。その後、きょうお配りしておりますこの9月25日の書類ですね、こちらのほうで、この文書としましては、令和元年9月5日に回答のありました大竹市の意見に対して、申請者から回答があったところですが、この内容を踏まえて再度大竹市の意見をお知らせくださいという文書が届きました。この文書が届きましたので、大竹市としまして、この2枚目というのは先ほど言いました、大竹市からまず意見、大竹市としてはこういうふうなものがありますということで文書のほうを、この鑑文をつけさせていただきまして、3枚目と4枚目の内容、ここに書いておるようなものについて、まず大竹市から広島県のほうに回答させていただきました。

今の段階では、先ほどお話しさせていただきましたけど、広島県のほうは今週の初めにこの大竹市の意見を踏まえて、申請者のほうに照会を出しているということをお聞きしております。今後、その申請者のほうから何らかの回答が来ますと、広島県から大竹市のほうへ通知が来る予定とお聞きしております。ですから今の段階では、この大竹市としての2回目の意見を出しているという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 ようわからんのじゃが、手元にもろうとるんでね、9月25日に来とるのがあるでしょ。広島県から。それから11月13日、それらが大竹市から広島県のほうに要請したり問い合わせをしたところが一對になって出とるんならええんじゃが、別々になつとるからね、飲み込めんのよなかなか。

それで、今回配付されたこの別紙、林地開発許可申請に関する意見について（大竹市）

【再】とこうなっちゃうね。これはいつ問い合わせをした、大竹市から広島県のほうへ。どうなるんですか、そういう関係がね。担当者のほうが、その都度問い合わせをして、こういう回答が来たということを読み込んで、今説明されよるんでしょが、我々のほうはその関係がね。順序だつてわからんよ。たくさんありますよ日付を見ると、県の大竹市長様という回答文のね。回答文なり問い合わせに関するものについて今言うだけのが4回あるわ。そういう関係をこの審議する我々のほうに、わかるようにやっぱり資料つくって出してもらいたいんじやがね。

○西村委員長 先ほど申しましたとおり、執行部のほうから御説明をいただきました。それについての質問ですので、今、資料は皆さんのお手元にタブレットに入ってますので、その中でまだ不足の点があれば質問して、審議はまた改めてやりますので、今は説明に対する質疑ですから。よろしいですか。

○山本委員 それじゃけん今、資料もろたことについて言いよるん。タブレットをわしゃ使わんで。ですので、そこをもう少し整理して言うてください。回数が限られとるからね委員のほうは。もう2回目ですから、あと1回しかない。

○西村委員長 小田課長、時系列で改めてわかりやすく。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 そしたら、本日お配りしておる資料につきましては2回目のという形でお話させていただきましたが、もう一回最初に戻りまして、これまでの流れを時系列という形で説明させていただいてよろしいでしょうか。

前回のこちらのほうの総務文教委員政策研究会におきまして、まずいろんな資料のほうですね、お配りさせていただいております。流れとしましては、この太陽光発電所の関係の林地開発許可申請書という形で、こういうふうな大きい冊子であるんですけど、申請者のほうから林地開発許可申請書というのが広島県に出てきました。その後、この内容につきまして、これも前回お配りさせていただいておりますが、8月21日付の書類で、林地開発許可申請に関する意見について照会という形で、広島県から大竹市に対して、照会がございました。ここまでよろしいですかね。その照会に対しまして、9月5日付で、大竹市から広島県のほうに意見を述べさせていただきました。その後、今度は広島県が申請者と書類のやりとりをしまして、意見に対する回答という形で9月11日付で広島県から大竹市に対して回答がございました。その後、9月11日付の文書につきましては、広島県の西部農林水産事務所長から大竹市長に対して回答という形で通知がございました。そして、今度はきょうお配りしております9月25日付の文書でございます。林地開発許可申請に関する意見についての照会という形で、2回目の照会というのが大竹市長になされました。2回目の照会がございましたので、本日お配りしておりますこの11月13日付の文書で、この許可申請に関する意見についてという形で、大竹市からまた県のほうへ意見を回答させていただいているというのが現状でございます。

○西村委員長 山本委員、御理解いただけただしょうか、今の説明について。

○山本委員 全部手元にあるんじやが、その中身がね、我々にはなかなか理解ができかねるんでね。それで端的に市長にお伺いするんですが、市長としては現在計画されている企業側の事業内容、またそれに基づく広島県の対応等、何回かの市としての懸念する事項につ

いての問い合わせ等やりとりがあって、現在でこういう事業計画なり広島県の規制事項が免れるなら、谷和地区のメガソーラーの開発事業についてはオーケーだということなんですか。なおかつ、それじゃないとまだ懸念される事項もあるし、十分な調査なり必要だというようなことで、必要事項についての問題を広島県のほうに上げて、その対応を待って結論を出すということなのではないでしょうか。今までいろいろメガソーラーの問題で、全国各地で住民との間で大きなトラブルを起こしている事例がたくさんあるんですよ。そういう中で、自治体の中には、自治体みずからが規制条例をつくって、その条例に反するようなことは許可しないというふうな、やっぱり環境配慮、住民の要望を尊重した対応をしている事例がたくさんある。そういう事例も一つ参考にして大いに検討してもらいたいと思うんで担当のほうはね。今ごろはすぐ何でも引っ張り出せるんですから。それで、市としてもぜひ環境影響調査ですね、こういうことも加えるべきだということを広島県のほうにも要請してもらいたいんでね。谷和地区にはオオサンショウウオが生息しとるんで、これはもう水がありやどこでもそのオオサンショウウオが生息するというじゃないんですから。谷和地区だからこその水質で生息できるんですからね。あれがなくなったらこんなもん恵川や小瀬川へ放流して生息できるかいうたら、できやせんのじゃけね。そういう問題も自然環境を守るということからいえば、非常に厳しい規制があるんですよ。だから、そういう環境アセスメントも実施させると、オオサンショウウオなどの生息を保障されるような環境が、本当に維持できるかどうかというようなことを踏まえた検討もしていただいて、さらなる開発に関する問題点を洗い出す必要がある。また森林税を取るという税金までかけて、荒廃した日本の緑を守ろうということをやっとるときに、逆のことを国が奨励するようなことじゃ全然話が通らんじゃないですか。そういうことも踏まえて一つ市長のお考えなり、これからの取り組みについて聞かせてもらいたいです。

○西村委員長 市長。

○入山市長 我が国、法治国家でございます。森林法という法律のもと、また全てのことが法律のもとに行われるということになってまいります。そういう意味で今この日本の国が大きな災害に見舞われ、まさに30億年、40億年かけて蓄積した大きなエネルギーの化石燃料を、この200年のうちに全てを使い尽くしてしまおうとしているようなこの文化の発展の中で、大きく気候変動が起こり、人間の愚かさが改めて感じられているこの時代に、日本の政府としては化石燃料を転換して自然循環のエネルギーに変えようという努力をされる中で、日本の国に一番合う発電方法は太陽光であろうということで、我々一般市民の負担をもとに太陽光発電の料金までを買い取り制度を決めて推進して、急速にエネルギーを変えていこうという方策をされております。その中で、民間の企業の皆さん方がそれにとって太陽光発電をしようということ、ただ、急速に発展をしてきたこの産業でございますので、林地を開発して自然環境を破壊したりとかいうことで各所でいろんなトラブルを起こしております。その都度いろんな規制が行われ、いろんなことが進められております。だから、広島県からの照会が2回にわたり起こり、そして今回、担当部署でしっかり精査して、今この書類にあるような形で広島県に再度申し入れをし、事業者に大きな問題にならないように、環境の破壊をしないように、水質の汚染がないように、そのことに

についても検査をしっかりとるように、その立入調査についても広島県が出向くときには大竹市も出向けるようにとか、そういうことを書かせていただいて、今、広島県に申し入れをしているところでございます。広島県はこれを事業者にさらに申し入れをし、事業者のほうから報告を受けた中で広島県が判断をされます。そういう意味で、広島県が判断されることについては、日本の国の中の地方自治体として、それを受けざるを得ないというような立場にございます。世の中が大きく変わるときには大きなあつれきが起こりますが、それを乗り越えて次の時代、この日本のよい環境をつくりながら、世界環境をつくっていくということについては、しっかりと目を見張らせながら行政としてこの町を見守っていきたくて考えております。

以上です。

○西村委員長 生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 オオサンショウウオのお話が出ましたので、教育委員会生涯学習課から補足をさせていただきたいと思っております。今回の開発申請区域に国の天然記念物でありますオオサンショウウオの生息が確認されている地域また生息の可能性のある地域が含まれております。こういった天然記念物が生息しているようなところにつきましては、文化財保護法上の手続が必要となってまいります。具体的に、文化財保護法第125条になりますけれども、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。とございます。今回のこの文化財保護法上の現状変更の許可申請につきましては、事業者のほうから9月13日付で教育委員会のほうに書類が提出をされておりますので、書類を確認後9月19日付で広島県に進達をしております。現在、広島県で審査中と聞いております。教育委員会としましては、オオサンショウウオの生息が確認されている八丁川については、生息環境の保全に配慮が必要であると、また沈砂池の設置工事が許可されている後飯谷川については生息の可能性のあるため、生息環境に影響を与える恐れがあるといった趣旨の意見を付しているところでございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 それじゃ、済みません、時間が超過しておるようですが傍聴者がいらっしゃいますから、できればこのまま続けさせてもらえればと私は思ってますが、委員長さんの判断があります。

ここに、この前いただいた資料がありますよね。赤字で書かれた部分が入っておる。9月11日の林地開発許可申請に関する意見について回答というのがあります。これについては、大竹市のほうから意見が出されたんだろうと思います。回答に対しての意見、今回このタブレットに入ってます資料、これにこの赤字で書いてある資料に対しての再質問という形ですよ。それで、これに入っておる赤字の部分が回答だったんだと思います。ここに今回広島県の林務第1課のほうに出された市長さんの文書では、1番、6番、7番、9番、13番、15番、17番、それから、丸が3項目ということで出されております。これでい

きますと、このタブレットに入っていない9月11日付の回答の部分で伺いたいんです。例えば2番目、今回の林地開発許可申請の内容、3万2,640キロワットにて事業計画の変更を行います。ということについて、こういう回答が来たわけですね。このことについての大竹市の相手方に対する質問がないわけですね。それで、ここで伺いたいんですが、3万2,640キロワットというのはパネルが大体どれぐらいになるのかというのが資料としてあれば教えていただきたいというのが1点。

それから、3番目、八丁川流域の集落は谷和地区のみであり、谷和地区（八丁川）という表現とした。また、それぞれ理解を求めたという表現に修正しましたと、なお、引き続き、住民の理解を得るため真摯に住民と向き合っていきます。というのが回答で大竹市に来たわけですね。これについて今回、大竹市が質問をしてないんで、あえて聞くんですが、この真摯に住民と向き合っていきますということは、これどういうことなんだろうかと思うんですが、これ日にちが9月11日でありますから、その後、真摯に地元と向き合うような動きがあったのかどうかと。あるいは、これからどういうふうに地元と向き合うのかということについての質問をされてないんで、大竹市としてはこのことについては解決しとると判断なんだろうと思いますので、これなぜかということをお伺いします。

それから、4番目、何世帯何人の記述を削除した。とあります。これ、現実に谷和地区の陳情書では12世帯25名となっておりますね。これはどういう解釈をされたというか、判断をされたか、大竹市としてですね。何世帯何人の記述を削除したんかと書いてあるわけですよ、それに対して、じゃ現実はどうなんだというのが確認をしたい。

それから、5番目、除草剤は使いません。雑草処理は、草刈りを実施するか、無害な重曹による雑草防除を行う。となっております。この重曹による雑草防除とはどういうものか、実際にその雑草防除に重曹そのものが効果があるという判断なのかどうか。ここはこれでいいよとおっしゃったわけですから、今回質問されてないわけですから、おっしゃってはおりんけど承認されたということだと思ふんで、この判断をお伺いします。

6番目、定期点検表にて管理します。ということがあります。これは質問をさせていただきますので、ここで答弁していただかなくて結構です。

それから、7番目。これも質問されておりますので結構です。

それで、8番目があるんですが、これは解決しました。

9番目、これも質問を項目の中へ入ってますから結構です。

12番目ですね、文化財保護法125条第1項の「現状変更等許可申請」の手続を適切に行います。という回答が来るとるわけですが、オオサンショウウオの実態調査、答えはどうなってるのか、その辺のところは調査されてるのかどうか。ただおるよねという程度のことなのか、おるらしいでという程度のことなのか、いや、実際調査してどれぐらいおるのよいうことか、答えの数が出るとるかということ。

それから、13番目、大竹市所有の里道との境界くに注意して施工するよう指導してください。というのがありますが、里道とはどの道を指しておられるか。

それから、14番目、進入路については道路管理者に協議するように指導してください。と意見を出して、協議いたしますと書いてあります。これについては、今回質問にないわ

けですから解決しとるんだろうと思うんですが、ここはどういうふうに解決されたのか。

それから、15番目、質問をされとるんですが、私もこの部分で心配なことがあるんで伺わせてください。場内処分となった場合は関係機関と協議を行う。ということなんですが、これ以外の処分方法、場内処分以外となった処分方法というのはどういうふうに考えてらっしゃるのか、それを伺います。

それから、16番目、ふるさと広島の景観と保全と創造に関する条例第18条第1項の規定に基づき、工事着手の1カ月前までに、「大規模行為の届出」を行います。というのでありますが、この大規模行為の届出というのはまだ工事着工が予定が決まってないんでわからないんですが、今後、予定としては大体いつごろを考えていらっしゃるのか。

以上、たくさん伺いましたが、これ今のこの質問に入っていない条項ですから、大竹市では内々で解決されたという判断なんだろうと思うので、そこを聞かせていただけたらと思います。

終わります。

- 西村委員長 審議の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。13時10分から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12時10分 休憩

13時8分 再開

- 西村委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

小田課長。

- 小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 休憩前にいただきました御質問につきまして、順番にお答えをさせていただきます。

なお、項目によりましてお答えする者が変わってまいりますので、御了承ください。

まず、2番に関する御質問でございます。パネルの枚数が何枚ぐらいだろうかということでございますが、一応私の手元にあります林地開発許可申請書がございます。こちらのほうの数値によりまして、8万1,600枚と記載がされております。

続きまして、3番の関係でございます。もともとこちらの3番に関する御質問につきましては、内容がいわゆる理解を得たということ等がございました。あるいは、ほかの内容についても若干、市のほうが認識しておる状況と異なるものが見受けられましたので、そこはあえて最初質問させていただいております。その結果、まずは一つは理解を得たということではないということで、まず理解を求めたということで事業者のほうから返ってきておると。ここは市がこれまでもいろんな地元の方とお話を聞く中、あるいはいろんな意見をいただき聞く中で、その点についてはこれが事実なんだろうということでの状態にしております。また、引き続きまして、住民の理解を得るため、真摯に住民と向き合っていますというこの関係でございますが、市はこれまでも開発事業者に対しましては、この事業につきましては関係の地区住民に対して十分に説明するように、機会あるごとにお話をしております。また、開発事業者に対しましては、事業者として仮に円滑に実施したいという思いがもしあるのであれば、地元にしつかりと事業を説明して、住民の意向を踏まえた計画をしていかないと、円滑に事業実施は難しいのではないのでしょうかということ

も言っております。そうした中で一応この回答のほうに住民の理解を得るため、住民の方と向き合っていきますということは、いろんな話をしていくということがこの文言で読み取れますので、一応はこれについては、再度、再質問という形ではさせていただいておりません。

続きまして、4番でございます。人数の記述を削除しましたということでございますが、こちらのほうも最初にこの計画書についておりました書類につきましては、いわゆる書いてある人数といいますか、この辺が市のほうの確認できる数値と違うことが記載がされておる。何を根拠にしたのかということが全くわかりませんでしたので、市としての意見として述べさせていただいております。そうした中で一応は事業申請者のほうからは、その世帯数とか人数とかいうのを削除したという形になりましたんで、人数と世帯数ですね、こちらのほうがなくなりましたら、その数値に関するこれ以上の市のほうとしての意見というも述べるということは必要はないのかなということで、あえてこのものに対しましては、2回目の意見のほうには触れさせていただいておりません。

2番、3番、4番につきまして説明をさせていただきました。

続きまして、またかわりのものから説明をいたします。

○西村委員長 環境整備課長。

○西村環境整備課長 私のほうからは、5番目の重曹についての使用についてでございますけれども、重曹は食品にも使われるものであり安全性が高く、一般的に除草目的にも使われているものでございますので、今回の除草剤による害はないものと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○三井生涯学習課主幹兼社会教育係長 生涯学習課社会教育係長の三井です。

12番のオオサンショウウオの生息状況または調査についてでございます。オオサンショウウオにつきましては、谷和地区の集落周辺の河川については地元の方のお話であるとか、先般の9月にも生涯学習課の職員が、オオサンショウウオがいることを確認しておりますので、集落周辺の河川にはいる。そして、このたびの事業区域内の河川にいるかどうかというところなんです、これにつきましては安佐動物園から情報を得たこの事業者のほう、環境DNA調査というのを実施しております。この環境DNA調査というのは、例えば、上流部にオオサンショウウオがいますと、その下流部で水をくみ上げて、これをDNA調査しましたら、いればそのDNAが検出されるというものでございます。速報値として9月26日付の結果だけいただいておりますが、これによると4つサンプリングしまして、どれも不検出ということなので一応事業者としてはいないという結論を出しておりますが、これの精度であるとか方法であるとかというところの信憑性というところもありますので、現在、広島県のほうでその辺を確認していると聞いております。

以上です。

○西村委員長 土木課長。

○古賀土木課長 それでは、私のほうから13番と14番と15番までを説明のほうさせていただければと思います。

まず、13番の里道の境界についてということで、どの部分でしょうかということでしたので、総務文教委員政策研究会の谷和地区の大規模太陽光に関する資料というのをお配りして思うんですけども、その8ページないしは9ページをごらんいただければと思うんですけども。その8ページ、9ページというのが開発区域を縦にしまして、工事のための道路とかそういったものが書いてあるものなんですけれども、谷和地区がその右側のほうに映っていると思います。その図面の右上のほうに、上のほうから右の少し下のほうに斜めに下ってる道路みたいなものがあると思うんですけども、それが工事用の施工道路ということで計画されておるんですけども、その隣接する上側でいいんですかね、図面という上側のほうに谷和地区から栗谷地区のほうに行く里道がございまして、そちらの里道との境界を接しておることがわかっておりますので、こちらの我々の里道に対して境界を侵さないようにと、そこら辺をちゃんと管理をしてくださいということで、最初の意見を申し上げており、それをちゃんと管理していただけるということですので2回目をしていないということでございます。

それから、14番、工事車両の進入路について協議をしてくださいということですが、現在のところ口頭での協議がされておる状況で、何とか協議を受けておるんですけども、最終的な書面等による協議には至っておりません。現在、市のスタンスとしましては工事用道路と大竹市の市道ですね、そちらが接するところと、あと市道の通行上の問題とか、そういったものを協議の中で話をさせていただき、今後、正式な協議ということであればそういったところをもって審査して、状況によってはそこら辺の手続をとってまいることになると思われま。

それから、15番、沈砂池のしゅんせつ土についてどうかということですが、これは林地開発の申請書に沈砂池のしゅんせつ土、つまり砂をためる池があるんですけども、そのしゅんせつ土を広島県の建設副産物適正処理実施要領に基づいて場外処分としますということで、当初書かれておったんですが、中で処分をされて、それがまた何度もさいの河原のように流出してしまっは困るので、今後、中で処分をするような変更等があったときは、この処分に関する要領とかでは対応できなかつたらいけないので、中で処分する場合は適正にするような形で指導してくださいということで広島県に意見を申し上げたところ、適切に処理するというので返ってきたんですが、2回目の分の下から2項目目ですかね、そうは言っても場外に搬出するとはいっても、ちゃんと搬出しておることをできる限り確認できるようにということで、さらに意見をつけて処分する状況について報告できる体制をとってほしいという意見を付けさせていただいたところでございます。

○西村委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 私からは16番、広島県の条例のふるさと広島の景観と保全の創造に関する条例に関して、今の御質問にありました、いつごろ届け出が出される見込みかという御質問でございます。まだこの開発の許可が出てない状況でございますので、具体的に届け出がいつされるかということは聞いておりません。また、この条例でございますが、目的には周辺の景観との調和という観点で、その基準が満足するかというのをチェックさせていただくということになります。事前に話を聞いておるところによりまして、谷和地区

からこのソーラー発電を見たときに、どういうふうに景観にマッチするかどうかという視点でチェックするようになりますが、ソーラー発電の箇所が全部山に囲まれているということになりますので、基本的には違和感がないような形になると認識はしております。

以上でございます。

○西村委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。たくさんの質問をさせていただきました。

それで、今お話をいただきました中で、これはどうかなと思う部分を伺わせてください。3番の③のところですね、真摯に住民と向き合っていきますということなんですが、実際に本当に住民の皆さんと接触されておるという状況であれば、向き合ってるんじゃないかと、あるいは谷和地区も飯谷地区もそういうふうに判断ができるんですが、どうも私が聞いた範囲内ではそんな状況じゃないみたいなので、とても真摯に住民と向き合っている状況じゃないと私は判断するんですが、大竹市としては真摯に向き合ってるんだという判断をなさったということですよ。だから、今回の質問に入っていないんじゃないですか。もし向き合っていないと判断されておるんだとしたら、今回の質問でもう少し向き合うようにしたらどうかという質問があつて当たり前と思うんですが、ないわけですから、この問題について解決しておるといふ判断をしてらっしゃるんだらう、そうするととても真摯に向き合っておる状況じゃないよねというのが私の質問です。ここはなぜ解決したと判断をされてらっしゃるのか。言い方が悪いかもしれませんが、再度の質問の中に入っていないから解決したと判断されたんだらうと思って質問してるんです。

それから、先ほどの4番の住民の皆さんがどういうふうに何名、何世帯でどうなってるんじゃないかということをしつかりと把握してらっしゃるでしょうから、そのことを教えてください。

それから、5番、重曹の関係ですが、実はこの重曹の除草というのは余り効果はないんですね。まして、山林でということになると非常に難しいと思うんです。そういったところで、私は除草の効果があるということよりも、むしろ余り効果のないことをここに挙げることで了解を求めようとしてらっしゃるんじゃないか。確かに、重曹が除草剤としての役割を果たすということは私も知っていますが、とてもその山林で使えるような状況ではないと思いますので、そのことを伺いたかったんです。

それから、12番、オオサンショウウオの調査をしたということでした。事業区域内にはいないんだということでしたが、事業区域内ということであれば、この図面で見ますと、谷和地区の住民が住んでらっしゃるところの裏側の谷といたしまして、この谷には住んでないという判断をされておるといふことですね。ごめんなさいね、見えるかどうか。ここに谷があるんですよ。この谷には住んでないということの判断をされておるといふことなんですか、そこのところを確認させてください。

それから里道の件ですが、今の図面でいきますと、ここの上の部分、この部分とこの部分という判断でしょうか。奥へ向いて道がありますよねここ。谷和口から上がってきたらですね、谷和地区の中に入る直前に右側に向いてずっと林道みたいなのが開発されておるんですが、このことを里道といわれるのかどうかを確認させてください。

それで、先日の一般質問で日域議員の質問のときに、私の記憶違いなのかどうかということを含めて確認をしたいんですが、市長さんの答弁で許可の判断をしていただきたいと広島県のほうに通知をしておるとか、申し入れられていらっしゃるというような発言があったように思いますんで、この許可の判断をしていただきたいと言われたと私は判断をしたんですが、そのことは間違いかどうかということが1点。

それから、現時点での開発に対する支障はここに出された10項目が解決すれば、大竹市としてはクリアできるという考え方なのかどうかということも、もう一点お願いします。

先ほどの工事用道路の件ですが、わかったような、わからんような、説明の仕方だったんで、もう一度わかるように説明をしてください。

それから、地元説明会、現状では実施されてないんだろうと思います。これについてどういうふうに行行政として今後、もちろん両者ということになると思うんですが、事業を推進するというのであれば自治体としてもほっとくわけにいかんと思いますんで、どういうふうに進めていかれるか。これ最終的に地元自治体の皆さんが反対していらっしゃる状況ですが、それでも一応の手續ができれば許可をせないけんということなのかと思うんですが、その判断を教えてください。

以上、たくさん聞きましたがよろしくをお願いします。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まずは最初に、3番の住民の理解を得るため、真摯に住民と向き合っていきます。という、この関係の御質問に対してお答えいたします。

もともとこちらのほうに書かせていただいておりますのが、この申請書の中にいわゆるこの事業については、本開発に対する理解を得たという記載がされておるとありました。これは、市のほうがいろんな地元の方のお話を聞く中、そういう情報を踏まえると、これは事実ではないという認識がございましたので、その市の意見としてこういう形で書かせていただいております。要は、得たとはあるんだけど、それは理解を得てはないでしょという意味で、得たのではなしに求めた、それは先ほど何か質問の中でありましたように、地域の説明会は市のほうはこれまでも繰り返しになりますけど、事業者のほうに対しては十分地域のほうに説明はまずしてくださいよと。それで、本当にこの事業を円滑にもし進めていきたいという思いがあれば、それは十分説明をして、その理解が得られないと、事業としてうまくいかないと市は認識しておりますよということで、何回も機会あるごとに事業者のほうに話をさせていただいております。その中で、事業者のほうから基本的にはあくまで市が聞いておる内容でございます。今回、例えば、谷和地区におきましては、地元の説明会というのはまだ開かれてないということは聞いております。これは事実であろうかと思えます。個々には話をして回ってるんだけど、全体としての説明というには至ってないという状況をお聞きしております。また、もう一つは前飯谷地区のですね、こちらのほうにつきましては、ことしに入りまして地区の説明会というのが開催されて、そこでいろんな意見を事業者のほうに対して地元の方からいろんな御意見がなされておると。その辺を踏まえて、事業区域の見直しをされておるとお聞きしております。ですからこの分につきましては、もともと書いておるものが得た、だからそれを求めたということを書いているの

で、そのことに対しては得たということがなければ、そこで一旦は求めているという状況には変わりはないのかなという形で、そこは一応は3番の御質問に対しましては、あえて再質問という形ではさせていただいておりません。先方がこうやって言うておりますので、引き続いてこれからも事業者として本当に円滑にという思いがあるのであれば、地元我真摯に向き合っていただけだろうと。市のほうとしても繰り返しですけど、何回もそのことは伝えていきたいと思っております。

それと、あとはさっきの人数の関係、4番ですね。こちらのほうもやはりこの申請書の中に書いてある部分についての表現ですね。周辺は農業を中心とする集落で5世帯13人が居住してるといので、これも何の数字かというのが全くわかりませんでした。大竹市のほうとしても。ここの記載自体は人数がどうこうというものは特に大きな影響を与えるとこの内容ではございませんので、その数値を落としたと、あくまで周辺には農業を中心とする集落があるということであれば、これは特に内容としてはおかしくはないのかなということで、あえてここは再度意見としては述べさせていただくことを控えさせていただきました。

あとは、開発に関してですけど、最終的には広島県のほうでこの事業計画に対しまして、総務文教委員政策研究会でもお話ししましたけど、分厚いものが出されております。この内容を一つ一つ広島県のほうが森林の持っております公益的な機能ですね、その辺にも照らして、いわゆる支障がないかというのを一つ一つ審査をしていくような法体系になっております。規模の大きいものにつきましては、広島県の森林審議会、こちらの中で実際は森林保全部会というのがあるんですけど、そこで大学の先生が入って、いわゆるこの計画について問題がないかというのを専門的にその内容をして審議していただく形になっております。最終的には広島県が今の法等に基づいて、それを許可していいものかどうかというのは、最終的には広島県のほうで判断する制度でございます。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。西村環境整備課長。

○西村環境整備課長 私のほうから5番の質問の分についてですけども、そもそも除草剤が水質汚染の原因になるのではないかということで質問等したところでございますけれども、その業者の答えが使いませんと、除草剤を使いませんということでの回答をいただいたところでございます。では、じゃ実際に業者はどうするのかといったときに、草刈りと重曹を挙げておまして、私どもは水質汚染に関しての問題はないと考えておまして、再質問をしなかったということでございます。先ほど、委員さんのほうから重曹の効果につきまして御質問をいただいたところでございますけれども、おっしゃるとおり、除草剤のように即効性とかはございませんですけども、炭酸水素ナトリウムということで、植物の成長を妨げるといいますか、影響があるということは考えております。

以上でございます。

○西村委員長 社会教育係長。

○三井生涯学習課主幹兼社会教育係長 オオサンショウウオの関係でございます。我々の見解としては、事業区域内の河川にオオサンショウウオがいるかどうかは、現時点ではわか

らないというのが結論でございます。先ほど申しましたのは、事業者が自分の独自で環境DNA調査をした結果でございまして、例えば、サンプリングの場所であるとか、時期であるとか、そういったことによって検出されないこともありますし、そういったところを含めて今、広島県が精度についてどうだろうかというのを確認してるというところでございます。そして、11月18日に林地開発申請に伴う現地調査に広島県のほうが行かれまして、そのときにやはりオオサンショウウオのことが気になるというところで、森林の専門家の広島大学の奥田教授、そして、オオサンショウウオの調査研究の第一人者である広島大学総合博物館の清水准教授と一緒に、この事業区域内的の河川の調査を私どもも同行して行っております。これを受けて、そこにいるかどうかというのは結論出てないんですけども、そういった調査というのも行っております。

以上です。

○西村委員長 古賀課長。

○古賀土木課長 13番の件なんですけども、大きな図面、余り大きくないんですけども、こちら谷和地区の集落で、先ほどおっしゃられた山に上がっていく道がここですね。ここから栗谷地区のほうに抜けていくほうに向かって昔の里道がございまして、その里道に隣接するような開発区域と進入道路を計画されておるといことがわかっておるといことを説明させていただいたつもりなんですけど、こうやって図面を見て説明をすればよかったですと思います。済みません。

それから、14番に関しては、実を言うと2つ協議がありまして、まず1つ目は、こちらの集落から今の上がっていくところの道をどうするかということで、我々が口頭で聞いて、この図面にも書いてあるんですけども、里道の下側いうんですかね、左下側のほうに進入道路をつけて工事をしたいということで具体的な絵を描いておるんですけども、進入する場所が市道から進入してくるんで、市道と接続する場所は当然我々確認をして、市道を損傷されては困りますんで、どういう形態でつくられるんでしょうか、ちゃんと協議してくださいねという部分と、それまでの道路も狭いので仮設道路ないしは本設道路等をつくってですね、やりたいということの協議がありましたので、それについても測量等した後、図面をある程度つくった状態で協議をしてくださいということでお願いしておるんですけども、それに関してはまだ詳細な協議に至っていないという状況でございます。

○西村委員長 市長。

○入山市長 私の発言は、十分な審査・指導のもと適切に許可の判断をしてくださいということを申し上げたんで、許可してくださいと言った覚えは一切ありません。補足しますと、事業者の方に一度ほどお会いしたことがあります。地元の理解を極力とるように誠心誠意してくださいということを申し上げております。

以上です。

○西村委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

この辺が私も一番心配なところでして、適切に十分な審査をしてください。それで、許可の判断をしていただきたいということが、結果として許可を進めたいというふうに私は

受け取ったものですから、市長さん、地元の住民の皆さんが反対しておられても、そういう姿勢でいらっしゃるのかなと思ったので、あえて確認をさせていただきました。

実際に、地元住民の皆さんは、このことで大変困っていらっしゃるんだろうと思います。きょうもたくさんの方がお見えになってますし、先般も傍聴にお越しになってましたので、非常に住民の皆さんとしては大変な問題を抱え込んでおるという状況だと思えます。住民の皆さんがどなたに期待して、じゃ自分たちの思いを何とか遂げられるのか、太陽光発電に反対ができるのかといったら、自治体の職員さんを初めとして市長さんや執行部の皆さん、議会の議員にしか期待できないわけですよ。そういった意味では、本当に期待をされておる住民の皆さんの期待に背かんような形で解決策というのは私は求めていく必要があると思えます。ましてや谷和地区の皆さんだけでなく、飯谷地区の皆さんも決して現状で納得してらっしゃるわけでありませんし、やっぱり真剣に大竹市の自治体も議会もこの問題については取り組んでいく必要があると考えております。置き去りにしないように、ぜひともですね、そんなことはないと思えますけども、できる範囲内で地元の住民の皆さんの意向を尊重しながら、物事の解決に向けて進んでいきたいと考えておりますので、ぜひ、御理解をいただきたいということを私のほうからお願いをして私の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○西村委員長 他にございませんか。

小田上委員。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 済みません、1点だけお願いします。

今回の委員会にあたり配付いただいた資料ですね、一番新しいもの、1個だけ確認させていただきます。1ページ目、回答期限、令和元年11月8日金曜日、2ページ目、これ提出されてますけど令和元年11月13日、期日過ぎての提出となっております。これ期日過ぎて提出する際、多分いろいろな事情があつて過ぎてるんだろうと思います。そのときに広島県のほうに連絡されてるかどうか、どういう理由で超過したのかだけ教えてください。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 日にちの関係でございます。こちらの案件につきましては、いろんな地元のほうからも御意見いただいております。その中で、この申請書類が出るとのもの、あるいは回答等を関係課のほうでよく検討させていただきました。それを最終的に検討する時間、あるいはそれを一つに集約して大竹市の意見として広島県のほうに回答するということがございましたので、若干その関係で日数が少し延びてしまった。こういう結果になっておるという状況でございます。広島県のほうに対しましては、回答期限が近づく中で、もう少し日数をいただきたいという形ではお話をさせていただいております。内部の検討に時間を要したということで御理解いただければと思います。以上です。

○西村委員長 他にございませんか。

特にないようですので、これにて執行部への先ほどの説明の確認等は終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて委員の皆様の意見を求めます。

継続審査などの意見もございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査の意見が出た場合は、さきに継続審査について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査の意見がなかった場合または継続審査が否決された場合に行うこととなりますので、よろしくお願いたします。

改めまして、本件の取り扱いについて委員の皆様の意見を求めます。

意見はございませんか。

児玉委員。

○**児玉委員** 多くの委員の皆様の質疑応答を聞かせていただきました。

大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情、私は継続審査の立場で意見を述べさせていただこうと思います。

栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画に関する陳情書の資料の説明といたしますか、状況を総務文教委員政策研究会で聞かせていただきました。また、定例会の一般質問の中でも質問があり、多くの情報をいただいたところでございます。開発業者は現在、林地開発許可申請書を広島県に提出しております。林地開発許可の基準を満たせば、都道府県知事は開発許可を必ず許可します。その基準とは、森林の持つ機能を損なわないよう適正に行うための一定ルールとなっており、近隣住民への安心安全の基準でなく、あくまでも森林の環境保全に対する許可基準でございます。

先ほど、山本委員も質問されましたけど、大規模太陽光発電所建設事業現場から環境問題が多く発生しており、国は来年4月より太陽光発電事業も環境影響評価、環境アセスメント制限の対象としました。環境に配慮すべき環境アセスメントを義務づける太陽光事業規模を国よりも厳格な基準を定める流れも他府県にはございます。広島県から大竹市に林地開発許可申請書に関する意見を求められております。今回は谷和地区自治会長ほか24名から建設計画に反対の陳情が出されており9月定例会より継続審査となっております。開発事業者としては、地域住民の理解を求めているようですが、住民からの理解を得られている段階ではないように見受けられます。住民や大竹市の指導等、また、今後、開発業者に話し合いの場を持っていただきたいと思いますと考え、継続審査としたいと思っております。

○**西村委員長** ただいま、委員の方から意見をいただきましたが、閉会中の継続審査の意見がございましたので、まずは継続審査についての起立採決を行いたいと思っております。

挙手して言ってください。

山本委員。

○**山本委員** 私もきょうのやりとりの中で、まだ執行部としても広島県への問い合わせなり住民の皆さんの要望に対して、納得ができるような回答を得ていない部分もあったりで、鋭意に広島県との意見調整なり地元の皆さんの要望なりをさらに掘り下げてどうするかという検討が残つような答弁がありましたね。そういうことを一つは解決しなきゃいかんというものもあるし、それから総務文教委員会としても可能な限り、その陳情書に記載されていることや、11項目に対して、現地で可能な範囲を我々も実態を知ることが大事だと思うんです。だから、一つは現地に赴いて住民の皆さんのこの陳情内容に記載されている事

柄についても直に自治会の御苦勞をかけるようですが、意見交換会なり、事実即した状況把握も含めた我々の思い、足を運んで現地に、やっぱりさらなる検討をすべきだと思うんで、継続審査については私も賛成です。しかし、単なる文書上のやりとりではなくて、生きた事実を我々自身も理解し、現地の皆さんの意見も聞かせてもらうということで、その必要な時間をとるという意味で継続審査に賛成です。よろしく。

○西村委員長 ありがとうございました。

山本委員からも継続審査についての意見をいただきました。

改めて、皆さんから本件の取り扱いについて意見をいただきましたが閉会中の継続審査の意見がございましたので、まずは継続審査についての起立採決を行います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○西村委員長 起立多数と認めます。よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

13時50分 閉会